

- ・土地賃貸借を選択した場合に締結します。
- ・下線部は、提案事業の内容に応じて選択します。
- ・【 】は注釈につき、削除します。

## 事業用定期借地権設定契約のための覚書（案）

名古屋市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇年〇月〇日付けで甲及び〇〇〇〇【基本協定の当事者】が締結した「野跡駅前市有地の開発に係る土地賃貸借に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に定めるところに従い、甲が所有する別記1に記載の土地（以下「本件土地」という。）について、甲を賃貸人、乙を賃借人とする「事業用定期借地権設定契約」（以下「本件契約」という。）を以下の内容により締結することを合意したので、「事業用定期借地権設定契約のための覚書」を締結する。

（信義誠実等）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 甲及び乙は、法令を遵守し本件契約を履行しなければならない。

3 乙は、本件土地が公有財産であることを常に考慮し、本件土地を適正に使用しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、乙が本件土地を専ら〇〇〇〇の事業の用に供する建物を所有することを目的とし、本件土地に乙のために借地借家法（平成3年法律第90号）第23条【賃貸借期間が30年以上50年未満の場合】第1項に【賃貸借期間が10年以上30年未満の場合】第2項に定める事業用定期借地権（以下「本件借地権」という。）を設定する。

2 本件借地権は、賃借権とする。

3 本件契約は、【賃貸借期間が30年以上50年未満の場合】契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。）及び建物の築造による借地権の存続期間の延長がなく、また、乙は、本件土地上に乙が所有する建物及び工作物（以下「本件建物等」という。）の買取りを甲に請求することができない。【賃貸借期間が10年以上30年未満の場合】借地借家法第3条から第8条まで、第13条及び第18条並びに民法（明治29年法律第89号）第619条の規定は、適用しない。

（用途等）

第3条 乙は、本件土地を、令和8年6月19日に甲が公告した「野跡駅前市有地開発事業者募集」において、〇〇〇〇【基本協定の当事者】が甲に提出した提案書【以下「提案書」という。】に記載した事業（以下「提案事業」という。）のために使用しなければならない。

2 乙は、甲の書面による承認を得ないで、提案事業の内容を変更してはならない。

3 【賃貸借期間が30年以上50年未満の場合】本件建物等【賃貸借期間が10年以上30年未満の場合】本件土地上に乙が所有する建物及び工作物（以下「本件建物等」という。）の構造、規模及び用途は、別記2に記載のとおりとする。

4 乙は、本件土地を次の各号に掲げる用途に供し、又は供させてはならない。

(1) 政治的又は宗教的な用途

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者を利する用途など公序良俗に反する用途

(4) 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染などにより著しく近隣環境を損なうことが予想される用途

(5) その他、甲が公序良俗に反すると合理的に認める用途

5 乙は、本件建物等を追加若しくは削除しようとするとき又は本件建物等の構造、規模若しくは用途を変更しようとするときは、事前に、その内容及び事由を記載した書面により甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。

6 甲が前項の承認をした場合でも、次条の賃貸借期間は変更しない。

7 乙は、令和〇年〇月〇日【提案書に記載したスケジュールを踏まえて、甲及び乙が協議して定める日】までに、本件建物等を竣工させなければならない。

- 8 乙は、本件建物等の工事に着手しようとするときは、工事着手届を甲に提出しなければならない。  
また、乙は、本件建物等の工事が完了したときは、工事完了届を甲に提出しなければならない。
- 9 乙は、本件建物等を築造したときは、その竣工図及び竣工写真を甲に提出しなければならない。本件建物等の構造、規模又は用途を変更したときも、同様とする。

(賃貸借期間)

第4条 本件借地権の存続期間（以下「賃貸借期間」という。）は、令和〇年（西暦〇〇〇〇年）〇月〇日から令和〇年（西暦〇〇〇〇年）〇月〇日まで【提案書に記載した期間】とする。

(賃料)

第5条 本件土地の賃料は、月額金〇〇〇〇円【提案書に記載した金額】とする。

- 2 賃貸借期間に日数が1か月に満たない月がある場合は、その月の賃料は、1か月を30日として日割で計算するものとし、円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 3 乙は、前2項の賃料を、甲の発行する納入通知書により、下表の期限までに納付しなければならない。

期間	期限
4月～6月分	4月末日
7月～9月分	6月末日
10月～12月分	9月末日
1月～3月分	12月末日

- 4 甲は、法令の改廃により賃料に消費税その他の名目のいかなを問わず消費課税がなされるに至ったときは、賃料に法令に基づく課税額を加算して、乙に請求することができる。
- 5 既納の賃料のうち未経過分は、甲の都合により本件契約を解除したとき又は甲が乙の責めに帰することのできない事由があると認めたとときのほかは、これを還付しない。

(賃料の改定)

第6条 甲及び乙は、賃貸借期間の開始から3年を経過したときは、次に定める方法により計算した金額に賃料を改定することを相手方に請求することができる。また、賃料の改定から3年を経過したときも、同様とする。この場合において、改定後の月額賃料は、100円未満を切り上げる。

改定後の月額賃料＝改定前の月額賃料×消費者物価指数変動率

- 2 前項の消費者物価指数変動率は、総務省統計局が公表している年平均の消費者物価指数のうち全国の総合指数について、賃料改定の時点で公表されている直近の年のものを改定前の賃料を決定した時点で公表されていた直近の年のもので除した数値とする。

(延滞金)

第7条 乙は、第5条第3項の期限までに賃料を納付しないときは、当該期限の翌日から納付した日までの期間の日数に応じ、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第33条第1項に定める方法により計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第8条 乙が第5条の賃料及び前条の延滞金を納付すべき場合において、納付された金額がこれらの合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(財務調査等)

第9条 甲は、賃貸借期間中いつでも、乙に対し、財務諸表の提出を求めることができる。

- 2 甲は、乙が第5条第3項の期限までに賃料を納付しないときは、乙の資産状況の調査を求めることができる。
- 3 乙は、前2項の甲の求めに対し、誠意を持って対応しなければならない。
- 4 第2項の場合において、乙は、甲が本件契約と同種の契約を乙との間で締結している国又は地方公共団体と、乙の債務の支払状況を相互に取得及び提供することについて、予め同意する。
- 5 甲は、第1項及び第2項により知り得た情報を第19条の規定に従って取り扱わなければならない。

(保証金)

第10条 本件契約の保証金は、金〇〇〇〇円（月額賃料の12か月分に相当する額）とする。

- 2 乙は、前項の保証金を、甲の発行する納付書により、甲が定める期限までに納付しなければならない。
- 3 甲は、本件契約の終了に伴い、乙に本件契約の違反等がないときは、乙の請求により、保証金の全額を乙に返還する。ただし、本件契約に基づき乙が甲に支払うべき債務で未払いのものがあるときは、甲は、未払いの額を差し引いた残額を返還し、差し引いた額の内訳を乙に明示する。
- 4 前項の場合において、甲は、返還する保証金に利息を付さない。
- 5 乙は、本件契約に基づく乙の甲に対する債務の弁済に保証金を充当することを甲に請求することができない。

#### （契約不適合責任）

第11条 乙は、本件契約を締結した後、本件土地が種類、品質又は数量に関して本件契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、甲に対し、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、賃料の減免の請求又は損害賠償等の請求をすることができない。

#### （土壌汚染）

- 第12条 乙は、甲が本件土地の土壌汚染状況調査を実施したところ、別記3に結果の概要を示すとおり、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に定める基準（以下「土壌溶出量基準」という。）及び同条第2項に定める基準（以下「土壌含有量基準」という。）を超過する濃度の特定有害物質が検出されなかったことを理解している。
- 2 乙は、別記4に概要を示すとおり、本件土地の周辺の土地が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第14条第3項に基づき形質変更時要届出区域に指定されていることを理解している。
  - 3 乙は、本件土地の形質の変更にあたり、土壌汚染対策法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）の規定に従い、自らの責任及び費用負担により、必要な調査及び届出を行い、汚染土壌を運搬及び処分しなければならない。
  - 4 本件土地において、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超過する濃度の特定有害物質が検出されたときは、乙が本件土地の引渡しから1年以内に甲に通知したものに限り、前条の規定にかかわらず、本件建物等の工事に伴う汚染土壌の運搬及び処分に係る費用負担について、甲及び乙が協議して決定する。
  - 5 前項の場合において、甲が費用を負担するときは、第5条第1項の賃料を減額することによるものとし、甲の負担額の上限を月額金220,000円とする。

#### （地中障害物）

- 第13条 乙は、甲が本件土地の不発弾調査を実施したところ、別記5に結果の概要を示すとおり、不発弾が発見されなかったことを理解している。
- 2 乙は、甲が過去に本件土地を貸し付けた者から本件土地の返還を受けた際に、別紙5の残置物位置図に概要を示すとおり、その者から本件土地の地中に残置物が存在する旨の報告を受けたことを理解している。
  - 3 乙は、甲が過去に本件土地を貸し付けた者から本件土地の返還を受けた際に、別紙6の地中障害物推定位置図に概要を示すとおり、その者から本件土地の地中に異物が存在すると推測できる旨の報告を受けたことを理解している。
  - 4 乙は、第1項の調査を除き、甲が本件土地の地中に、建物を建築するについて支障となる質及び量の異物が存在するかどうかを調査しておらず、その存否は不明であることを理解している。
  - 5 本件土地の地中に前項の異物が存在し、それにより本件契約の目的を達成することができず、当該異物を除去するために、本件土地の外観及び本件契約の前に本件土地に関して乙が知り得た情報から合理的に予測され得る地盤の整備及び改良の程度を超える特別の工事等を必要とするときは、乙が本件土地の引渡しから1年以内に甲に通知したものに限り、第11条の規定にかかわらず、当該工事等に係る費用負担について、甲及び乙が協議して決定する。

#### （届出事項）

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、書面により甲に届け出なければならない。

- (1) 乙の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき

(2)組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により乙の地位について変動があったとき

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 乙は、甲の書面による承認を得ないで、本件土地を第三者に転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承認を得ないで、本件契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

3 乙は、甲の書面による承認を得ないで、本件建物等を第三者に譲渡し、又は貸し付けてはならず、本件建物等に第三者のために抵当権、譲渡担保権等その名称のいかんを問わず一切の担保権を設定してはならない。

4 前3項の場合において、甲は、同項に規定する行為（以下「譲渡等」という。）の相手方が提案事業の全部若しくは一部を実施する目的を有しないと客観的に認められるときは、承認しない。

5 第1項から第3項までの場合において、乙が甲の書面による承認を得て、譲渡等をするときは、乙は、本件契約のうち当該譲渡等の対象となる部分について、当該第三者に対し、乙の甲に対する一切の権利義務の譲渡等をしなければならない。

6 第1項から第3項までの場合において、甲は、当該第三者が甲に対し、本件契約のうち当該譲渡等の対象となる部分について、乙の甲に対する一切の権利義務の譲渡等を受けることを書面により表明及び保証しなければ、承認しない。

(物件保全等)

第16条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本件土地を維持保全しなければならない。

2 前項の維持保全に要する費用は、すべて乙の負担とし、乙は、甲に対し、その償還等を請求することができない。

(公衆災害防止)

第17条 乙は、悪臭・騒音・振動・土壌汚染などにより近隣の住民等に迷惑をかけ、又は近隣の住民等に損害を及ぼす行為をしてはならない。また、工事の施工にあたっては、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年国土交通省告示第496号）を遵守しなければならない。

2 乙は、近隣の住民等から苦情又は要望等があったときは、速やかに、自己の責任において解決しなければならない。

(土地の使用状況等の調査)

第18条 乙は、甲が本件土地の使用状況及び提案事業の実施状況に関して、合理的な範囲で、報告、資料の提出及び実地調査を求めたときは、これに応じなければならない。

2 甲は、前項により知り得た情報を次条の規定に従って取り扱わなければならない。

(秘密保持)

第19条 甲及び乙は、相手方の書面による承認を得ないで、提案事業及び本件契約に関して知り得た相手方に関する情報のうち相手方が秘密である旨を明示して開示した情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に掲げる情報は、秘密情報に該当しない。

(1)相手方が開示する前に自ら保有していたもの

(2)相手方が開示する前に公知であったもの

(3)相手方が開示した後、自らの責めによらないで公知となったもの

(4)相手方と無関係に独自に創出したもの

(5)相手方が開示した後、正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に取得したもの

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、弁護士、公認会計士その他法令上守秘義務を負う者に提案事業に関して相談又は依頼をするときは、必要な範囲で、秘密情報を開示することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、法令上又は官公署の命令等により秘密情報の開示を要請されたときは、当該要請の範囲で、秘密情報を開示することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、甲は、名古屋市議会その他提案事業に関して権限を有する機関に提案事業の進捗状況等を説明する必要があるときは、乙の承認を得て、必要な範囲で、秘密情報を開示

することができる。この場合において、乙は、合理的な理由なく当該承認を拒絶してはならない。

#### (違約金)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を違約金として甲に納付しなければならない。

- (1) 第3条第1項の規定に違反して、本件土地を提案事業のために使用しなかったときは、金〇〇〇〇円（保証金の100分の30に相当する額）
  - (2) 第3条第2項の規定に違反して、甲の書面による承認を得ないで、提案事業の内容を変更したときは、金〇〇〇〇円（保証金の100分の30に相当する額）
  - (3) 第3条第4項の規定に違反して、本件土地を同条同項各号に掲げる用途に供し、又は供させたときは、金〇〇〇〇円（保証金の100分の30に相当する額）
  - (4) 第3条第5項の規定に違反して、甲の書面による承認を得ないで、本件建物等を追加若しくは削除し、又は本件建物等の構造、規模若しくは用途を変更したときは、金〇〇〇〇円（保証金の100分の30に相当する額）
  - (5) 第3条第7項の規定に違反して、令和〇年〇月〇日までに、本件建物等を竣工させなかったときは、金〇〇〇〇円（保証金の100分の30に相当する額）
  - (6) 第14条の規定に違反して、届出を怠ったときは、金〇〇〇〇円（保証金の100分の10に相当する額）
  - (7) 第15条第1項の規定に違反して、甲の書面による承認を得ないで、本件土地を第三者に転貸したときは、金〇〇〇〇円（保証金の100分の30に相当する額）
  - (8) 第15条第2項の規定に違反して、甲の書面による承認を得ないで、本件契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金〇〇〇〇円（保証金の100分の30に相当する額）
  - (9) 第15条第3項の規定に違反して、甲の書面による承認を得ないで、本件建物等を第三者に譲渡し、若しくは貸し付け、又は本件建物等に第三者のために抵当権、譲渡担保権等その名称のいかんを問わず担保権を設定したときは、金〇〇〇〇円（保証金の100分の30に相当する額）
  - (10) 第18条第1項の規定に違反して、報告、資料の提出及び実地調査の求めに応じなかったときは、金〇〇〇〇円（保証金の100分の10に相当する額）
- 2 前項の違約金は、第29条の損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙は、同項各号の事由と同一の事由により基本協定第14条に基づく違約金が甲に納付されたときは、これと重複して違約金を納付することを要しない。

#### (契約の解除)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本件契約を解除することができる。

- (1) 第3条第4項の規定に違反して、本件土地を同条同項各号に掲げる用途に供し、又は供させたとき
- (2) 第3条第5項の規定に違反して、甲の書面による承認を得ないで、本件建物等を追加若しくは削除し、又は本件建物等の構造、規模若しくは用途を変更したとき
- (3) 第3条第7項の規定に違反して、令和〇年〇月〇日までに、本件建物等を竣工させなかったとき
- (4) 第5条の賃料の納付を2か月以上怠ったとき
- (5) 第15条第1項の規定に違反して、甲の書面による承認を得ないで、本件土地を第三者に転貸したとき
- (6) 第15条第2項の規定に違反して、甲の書面による承認を得ないで、本件契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき
- (7) 第15条第3項の規定に違反して、甲の書面による承認を得ないで、本件建物等を第三者に譲渡し、若しくは貸し付け、又は本件建物等に第三者のために抵当権、譲渡担保権等その名称のいかんを問わず担保権を設定したとき
- (8) 第16条第1項の規定に違反して、本件土地の維持保全を怠ったために、本件土地を荒廃した状態（雑草及び雑木が繁茂した状態、害虫が大量に発生した状態、廃棄物が散乱した状態を含むが、これらに限られない。）に至らしめたとき
- (9) 第17条第1項の規定に違反し、甲が相当の期間を定めて改善するよう催告したにもかかわらず、これに従わなかったとき
- (10) 監督官庁から営業の許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき
- (11) 乙が振出し、又は裏書をした手形又は小切手の不渡りがあったとき

- (12)乙の財産に関し、仮差押え、仮処分その他の保全処分を受けたとき
  - (13)企業担保法（昭和33年法律第106号）に基づく企業担保権の実行の申立てがあったとき
  - (14)国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく滞納処分又はこの例による滞納処分を受けたとき
  - (15)破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしたとき又はその申立てがあったとき
  - (16)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしたとき又はその申立てがあったとき
  - (17)民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしたとき又はその申立てがあったとき
  - (18)会社が解散したとき又は裁判所から会社の解散を命ぜられたとき
  - (19)前各号のほか、本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為をしたとき
- 2 前項に定めるもののほか、甲は、本件土地を公用又は公共用に供するために必要を生じたときは、本件契約を解除することができる。この場合において、甲は、乙に対し、当該解除により生じた損失を補償しなければならない。
- 3 甲は、理由のいかんを問わず基本協定が終了したときは、本件契約を解除することができる。

#### （暴力団関係事業者の排除）

- 第22条 甲は、乙が「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等及び愛知県警察本部長が締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年名古屋市19財管第253号）に基づく排除措置の対象となる法人等（以下「暴力団関係事業者」という。）となったときは、本件契約を解除する。
- 2 乙は、本件土地を第三者に貸し付けようとするときは、当該第三者との契約に、当該第三者が暴力団関係事業者となったときは当該契約を解除する旨を定めなければならない。
- 3 乙は、本件建物等を第三者に貸し付けようとするときは、当該第三者との契約に、当該第三者が暴力団関係事業者となったときは当該契約を解除する旨を定めなければならない。

#### （賃貸借期間内解約）

- 第23条 乙は、賃貸借期間中に、甲に対し、本件契約の解除を申し入れることができる。この場合において、本件契約は、乙の解除申し入れ後1年を経過したことにより終了する。
- 2 乙は、前項の解除の申し入れ時において、月額賃料の12か月分に相当する額を甲に支払うことにより、本件契約を直ちに解除することができる。

#### （契約の失効）

- 第24条 天災地変その他甲及び乙いずれにも責を帰することのできない事由により、本件土地が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。
- 2 前項により本件契約が失効したときは、甲及び乙は、当該失効に関して相互に損害賠償を請求することができない。

#### （土地の引渡し）

- 第25条 甲は、賃貸借期間の開始の日に、本件土地を現状有姿にて乙に引き渡す。

#### （土地の返還）

- 第26条 乙は、賃貸借期間の満了その他の事由により本件契約が終了したときは、自己の費用をもって、本件建物等その他乙が本件土地に附属させたものを収去し、本件土地を原状に回復して、更地で甲に返還しなければならない。
- 2 乙は、前項により甲に本件土地を返還するときは、原状に回復した後、直ちに、本件建物等の基礎その他の地中埋設物を収去したことを証明する工事記録写真を甲に提出したうえで、現地にて甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。
- 3 甲は、乙が第1項の義務を履行しないときは、乙に代わってこれを行い、又は第三者をしてこれを行わせ、これに要した費用を乙に負担させることができる。
- 4 乙は、本件契約が終了したにもかかわらず本件土地を返還しないときは、甲に対し、本件契約の終

了の日の翌日から本件土地の明渡しの完了の日までの賃料に相当する額の使用損害金を支払うほか、甲に損害があるときは、その損害の全額を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄)

第27条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、これを甲に請求することができない。

(登記)

第28条 甲は、乙が本件借地権の登記を甲に請求したときは、その登記を名古屋法務局に嘱託しなければならない。

2 乙は、不動産登記令（平成16年政令第379号）第3条に定める申請情報及び同令第7条に定める添付情報のうち前項の登記に必要なものを甲に提供しなければならない。

3 登録免許税その他第1項の登記に必要な費用は、すべて乙が負担しなければならない。

(損害賠償)

第29条 甲及び乙は、本件契約に定める義務を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約締結の費用)

第30条 公正証書作成手数料その他本件契約の締結に必要な費用は、すべて乙が負担しなければならない。

(疑義の決定)

第31条 本件契約に定めのない事項又は本件契約に関して疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議して決定する。

(準拠法及び管轄裁判所)

第32条 本件契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとし、本件契約に係る一切の紛争に関する第一審の管轄裁判所は、名古屋地方裁判所とする。

(公正証書の作成)

第33条 甲及び乙は、令和9年4月1日から令和9年4月30日までに、名古屋法務局葵町公証役場において、公正証書により、本件契約を締結しなければならない。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市  
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

乙 ○○○  
○○○  
○○○

別記1 本件土地

所在・地番	地目	面積
名古屋市港区野跡三丁目1番1	宅地	2,707.36㎡
名古屋市港区野跡四丁目2番3	宅地	3,950.00㎡
		合計6,657.36㎡

本件土地の位置は、別紙1の本件土地位置図に示すとおり。

本件土地の形状は、別紙2の地積測量図に示すとおり。

別記2 本件建物等の構造、規模及び用途

名称	構造	建築面積	延べ面積	高さ	用途
〇〇棟	〇〇造〇〇階建	〇〇㎡	〇〇㎡	〇〇m	〇〇
〇〇棟	〇〇造〇〇階建	〇〇㎡	〇〇㎡	〇〇m	〇〇
〇〇棟	〇〇造〇〇階建	〇〇㎡	〇〇㎡	〇〇m	〇〇

別記3 本件土地の土壤汚染状況調査の結果の概要

調査対象地：名古屋市港区野跡三丁目1番1、野跡四丁目2番3

試料採取年月：平成17年12月、令和4年11月

調査方法	検出された汚染物質	検出された汚染物質の濃度	基準の濃度
土壤溶出量調査	砒素及びその化合物	0.005~0.007mg/L	0.01mg/L
	ふっ素及びその化合物	0.16~0.6mg/L	0.8mg/L
	ほう素及びその化合物	0.04~0.14mg/L	1mg/L
土壤含有量調査	水銀及びその化合物	0.02mg/kg	15mg/kg
	鉛及びその化合物	7~21mg/kg	150mg/kg
	砒素及びその化合物	1~3mg/kg	150mg/kg
	ふっ素及びその化合物	32~76mg/kg	4000mg/kg
	ほう素及びその化合物	8.4~38mg/kg	4000mg/kg

表中の基準とは、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準。

別記4 本件土地の周辺の土地の土壤汚染対策法に基づく指定の概要

所在地：名古屋市港区野跡三丁目1番3の一部

試料採取年月：平成17年12月、平成18年5月

指定の種類：形質変更時要届出区域

指定に係る特定有害物質の種類：砒素及びその化合物

適合しない基準項目：土壤溶出量基準

別記5 不発弾調査の結果の概要

調査対象地：名古屋市港区野跡三丁目1番1、野跡四丁目2番3

調査範囲：別紙3の水平探査探査測線図及び別紙4の鉛直探査探査孔配置図に示すとおり。

調査年月：平成19年8月、9月、10月

調査結果：探査した範囲内に250kg爆弾以上の不発弾は存在しないと判断された。

別紙1 本件土地位置図【募集要項別紙1と同じにつき、添付省略】

別紙2 地籍測量図【募集要項別紙4と同じにつき、添付省略】

別紙3 水平探査探査測線図【募集要項別紙14のものと同じにつき、添付省略】

別紙4 鉛直探査探査孔配置図【募集要項別紙14のものと同じにつき、添付省略】

別紙5 残置物位置図【募集要項別紙15と同じにつき、添付省略】

別紙6 地中障害物推定位置図【募集要項別紙16と同じにつき、添付省略】